

福岡県公報

令和三年三月三十日
第百八十七号
増刊
④

目次

規則 (第二十七号―第三十四号)	
○福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (道路維持課)	一
○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村支援課)	二
○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	三
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)	五
○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	十二
○福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	十二
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)	十二
○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	十四
訓 令 (第七号―第十一号)	
○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	十五
○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)	十五
○福岡県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令 (団体指導課)	十六
○福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令 (団体指導課)	十六
○福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令 (漁業管理課)	十六
○福岡県監視規程の一部を改正する訓令 (財産活用課)	十七

企業局

規則

○福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程 (企業局管理課)	十八
○福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程 (企業局管理課)	十八

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県規則第二十七号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則(昭和五十六年福岡県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同表中二十三の項を二十七の項とし、十五の項から二十二の項までを四項ずつ繰り下げ、同表の十四の項中「(CATV)」を「(CATV)」に改め、同項を同表の十八の項とし、同表中十三の項を十七の項とし、十二の項を十六の項とし、十一の項を十五の項とし、同表の十の項中「昭和六十二年四月一日以降に既設の架空線を撤去し、新たに地下占用した電線類」を「地下占用する電線類(無電柱化の推進の観点から既設の架空線を撤去して設けるもの及び架空線のない道路において設けるものをいう。)」に、「減額」を「免除」に改め、「条例に定める額に六分の五を乗じて得た額」を削り、同項を同表の十三の項とし、同項の次に次のように加える。

14 柱状型機器(通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観に配慮した形状の変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。)を設置するための支持柱	免除
--	----

別表第二の九の項の次に次のように加える。

12 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分な物 件（変圧器等の地上機器をいう。）	11 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類	10 利便増進誘導区域内に設置される広告塔、看板、ベンチ、街灯、標識、旗ざお、幕、アーチ、食事施設、購買施設、自転車駐車器具その他歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設
減額	減額	減額
条例に定める額に九分の八を乗じて得た額	条例に定める額に百分の二十を乗じて得た額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県規則第二十八号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を次のように改める。

2 条例別表第二二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校（別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の就学に要する経費を負担すべ

き者として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「保護者等」という。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。

一 生徒等に保護者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

第十一条第四項中「、高等学校等」及び「私立の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、同条第十四項中「別表第二一〇号」を「別表第二一〇号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「別表第二一〇号」を「別表第二一〇号」に改め、「（特別支援学校の高等部を除く。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「別表第二九号」を「別表第二一〇号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「別表第二八号」を「別表第二九号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「別表第二七号」を「別表第二八号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「別表第二七号」を「別表第二八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「別表第二六号」を「別表第二七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第二五号」を「別表第二六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別表第二四号」を「別表第二五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 条例別表第二四号の規則で定める支援金は、私立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。

7 条例別表第二四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する

る応答

第十二条第四項中「規則で定める支援金」を「高等学校等学び直し支援金」に改め、「、高等学校等」及び「県立の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金は、県立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。

7 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県規則第二十九号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

条例別表第一の一の項の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校（別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の就学に要する経費を負担すべき者として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下この条、次条第二項第二号、第四条第二項第二号、第八条第一項、第十一条第二項第二号及び第十二条第二項第二号において「保護者等」という。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。

一 生徒等に保護者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

第三条第一項中「、高等学校等」及び「私立の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加える。

第三十一条中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十九条中「別表第三の五の項」を「別表第三の六の項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条中「別表第三の四の項」を「別表第三の五の項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条中「別表第三の三の項」を「別表第三の四の項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条中「別表第三の二の項」を「別表第三の三の項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十五条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する情報とする。

第二十四条中「別表第二の一五の項」を「別表第二の一六の項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条 条例別表第二の一七の項の規則で定める事務は、福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校専攻科修学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第二十三条中「別表第二の一四の項」を「別表第二の一五の項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条中「別表第二の一三の項」を「別表第二の一四の項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十一条中「別表第二の一二の項」を「別表第二の一三の項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「別表第二の一一の項」を「別表第二の一二の項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「別表第二の一〇の項」を「別表第二の一一の項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条中「別表第二の九の項」を「別表第二の一〇の項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条中「別表第二の八の項」を「別表第二の九の項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条中「別表第二の七の項」を「別表第二の八の項」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条中「別表第二の六の項」を「別表第二の七の項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の二中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「別表第二の四の項」を「別表第二の五の項」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「別表第二の三の項」を「別表第二の四の項」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校専攻科修学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第一項中「別表第一の一〇の項」を「別表第一の一〇の項」に改め、「、高等学校等」及び「県内の高等学校等」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、同条第二項中「別表第一の一〇の項」を「別表第一の一〇の項」に改め、同条を第十一条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条 条例別表第一の一二の項の規則で定める支援金は、県立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。

2 条例別表第一の一二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第九条中「別表第一の九の項」を「別表第一の一〇の項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「別表第一の七の項及び八の項」を「別表第一の八の項及び九の項」に改め

、同条を第九条とする。

第七条第一項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、「(特別支援学校の高等部を除く。)」を削り、同条第二項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする

第五条中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする

第四条中「別表第一の三の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例別表第一の三の項の規則で定める支援金は、私立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金(以下「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。)とする。

2 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条 条例別表第三の九の項の規則で定める事務は、福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県規則第三十号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四款 消防学校(七十五条―第七十七条)」を「第四款 消防学校(第七

第五款 削除

第十五条―第八十条)」に、

「第六款 工業技術センター(第五百五十三条―第五百五十五条)

第七款 削除

第八款 削除

センター(第五百五十三条―第六十一条)」に改める。

第七条第二項第二号の表市町村支援課の項中「調整係」を「企画調整係」に改め、同表情報政策課の項中「開発指導係 運用係」を「情報管理指導係 庁内デジタル化推進係」に改め、同項第五号の表児童家庭課の項中「児童福祉係」を「児童福祉係 社会的養護支援係」に改め、同項第六号の表監視指導課の項を次のように改める。

監視指導課

廃棄物指導第一係 廃棄物指導第二係

第七条の二第一項の表総合政策課の項の次に次のように加える。

情報政策課

デジタル戦略推進室

第七条の二第一項の表文化振興課の項を次のように改める。

文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

新県立美術館建設室

第七条の二第一項の表男女共同参画推進課の項の次に次のように加える。

保健医療介護
総務課

ワンヘルス総合推進室

第七条の二第一項の表監視指導課の項を削り、同条第二項の表エネルギー政策室の項中「普及支援係」を「再生可能エネルギー推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

デジタル戦略
推進室

戦略推進係 地域デジタル化推進係

第七条の二第二項の表世界遺産室の項を削る。

第十二条第二号イの次に次のように加える。

ロ 福岡県庁ワークサポートオフィスに関する事。

第十五条第二号中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとする。

第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで 削除

第二十条の三の三第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでとする。

第二十条の三の四第一号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関する事。

第二十条の四の三第二号を次のように改める。

二 再生可能エネルギー推進係

第二十条の六を次のように改める。

（市町村支援課の所掌事務）

第二十条の六 第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画調整係

イ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定に基づく自衛官の募集に関

すること。

ロ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）の施行に関する事。

ハ 市町村振興に係る企画、調整及び調査に関する事。

ニ 市町村計画の策定支援に関する事。

ホ 市町村振興協会に関する事。

ヘ 庶務に関する事。

ト 財務会計に関する事。

二 行政係

イ 地方自治法に規定する市町村、市町村の組合及び財産区に係る処分等に関する事。

ロ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関する事。

ハ 市町村に係る地方公務員法に関する事。

ニ 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の施行に関する事。

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の施行に関する事。

ヘ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

ト 市町村合併の支援に関する事。

チ 市町村、市町村の組合及び財産区に関する助言、勧告等（財政運営等に関するものを除く。）に関する事。

三 財政係

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、他係に属しない事。

ロ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

ハ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事務のうち、市町村（公営企業の経営健全化を除く。）に係るものに関する事。

四 理財係

ニ 市町村、市町村の組合及び財産区の財政運営に関する助言、勧告等に関すること。

イ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）その他の法律の規定に基づく市町村及び市町村の組合の地方債に関すること。

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の施行に関する事務のうち、辺地整備計画に関すること。

ハ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関する事務のうち、土地開発公社（県の出資に係るものを除く。）に関すること。

ニ 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、市町村計画に関すること。

ホ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務のうち、市町村の公営企業の経営健全化に関すること。

ヘ 地方開発公社の監督に関すること。

ト 市町村又は市町村の組合の行う公営企業の経営に関する勧告等に関すること。

チ 市町村振興基金に関すること。

リ 地域総合整備資金の貸付けのうち市町村の貸付けに関すること。

ヌ 市町村の公営企業型地方独立行政法人に関すること。

五 税政係

イ 地方交付税法の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、収入に係るものに関すること。

ロ 地方税法の規定に基づく市町村の税に関すること。

ハ 地方揮発油譲与税法の規定に基づく市町村に対する地方揮発油譲与税に関すること。

ニ 国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金に関すること。

ホ 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定に基づく市町村に対する特別とん譲与税に関すること。

ヘ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）の規定に基づく国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

ト 自動車重量譲与税法の規定に基づく市町村に対する自動車重量譲与税に関すること。

チ 航空機燃料譲与税法の規定に基づく市町村に対する航空機燃料譲与税に関すること。

リ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づく市町村に対する森林環境譲与税に関すること。

六 選挙係

イ 地方自治法その他の法律に規定する国又は地方公共団体の選挙に係る事務に関すること。

ロ 福岡県選挙管理委員会との連絡に関すること。

第二十条の八を次のように改める。

（情報政策課の所掌事務）

第二十条の八 第七条第二項に規定する企画・地域振興部情報政策課の各係ごとの所掌

事務は、次のとおりとする。

一 情報基盤係

イ 共用パソコンの運用管理に関すること。

ロ 共用ネットワークの運用管理に関すること。

ハ 庶務に関すること（企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ニ 財務会計に関すること（企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に係るものを含む。）。

二 情報管理指導係

イ 情報セキュリティに係る事務の総括に関すること。

ロ 電子県庁に関する事務のうち、情報システムのアウトソーシングに関すること。

三 庁内デジタル化推進係

三 庁内デジタル化推進係

イ 庁内のデジタル化推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 情報システムの開発の指導に関すること。

ハ 電子県庁に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第二十條の九を次のように改める。

(情報政策課デジタル戦略推進室の所掌事務)

第二十條の九 第七條の二第一項に規定する企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 戦略推進係

イ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の施行に関する事務のうち、小規模施設特定有線一般放送に関すること。

ロ 情報化施策の総合企画に関すること。

ハ 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

イ 地域の情報化の推進に関すること。

ロ 電子市町村の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 社会保障・税番号制度に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十條の十二から第二十條の十八まで 削除

第二十二條第一号及び又中「九州国立博物館室、世界遺産室」を「九州国立博物館・世界遺産室」に改める。

第二十三條(見出しを含む。)中「九州国立博物館室」を「九州国立博物館・世界遺産室」に改め、第二号を第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 明治日本の産業革命遺産の保存及び活用に関すること。

四 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存及び活用に関すること。

第二十三條中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)の施行に関すること。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十一條第一号ハ中「こと」の下に「(保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。))を含む。」を加え、同条第二号ロ中「こと」の下に「(保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室に係るものを含む。))」を加え、同条第三号ルを削る。

第三十一條の二の三第三号中トをチとし、への次に次のように加え、同条を第三十一條の二の四とする。

ト 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成三十年法律第百五号)の施行に関すること。

第三十一條の二の二を第三十一條の二の三とし、第三十一條の二を第三十一條の二の二とし、第三十一條の次に次の一条を加える。

(保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室の所掌事務)

第三十一條の二 第七條の二第一項に規定する保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県ワンヘルス推進基本条例(令和三年福岡県条例第一号)の施行に関すること。

二 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、保健医療介護部の分掌事務に係るものに関すること。

三 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第三十一條の三第二号中ホを削り、へをホとする。

第三十一條の七の四第四項中「第一項第二号及び第三号」を「第一項第一号から第五号まで」に改める。

第三十一條の七の六第二号ロ中「同法第二條第二項第二号に規定する第一種社会福祉事業(福祉労働部障がい福祉課に係るものを除く。))及び同条第三項第二号に規定する第二種社会福祉事業(保健医療介護部健康増進課並びに福祉労働部子育て支援課及び障がい福祉課に係るものを除く。))並びに」を削り、同号中二を削り、ホをニとし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

一 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)の施行に関すること。

三 社会的養護支援係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、里親及び児童福祉施設（福祉労働部子育て支援課及び障がい福祉課に係るものを除く。）に関する事

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号に規定する第

一種社会福祉事業（福祉労働部障がい福祉課に係るものを除く。）及び同条第三項第二号に規定する第二種社会福祉事業（保健医療介護部健康増進課並びに福祉労働部子育て支援課及び障がい福祉課に係るものを除く。）に関する事

ハ 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の施行に関する事

第三十一条の七の十一第三号ハ中「短時間労働者」の下に「及び有期雇用労働者」を加える。

第三十一条の十の二第八号中「（環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室に係るものを含む。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号中「（環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち、違反行為等の内容が著しく不当であつて是正に關し専門的に対応を要するものに関する事

第三十一条の十の二に次の二項を加える。

2 監視指導課廃棄物指導第一係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち第八十七条第一項に規定する福岡県北筑後保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域に関する事並びに前項第八号及び第九号に掲げる事務とする。

3 監視指導課廃棄物指導第二係の所掌事務は、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち他係に属しないこと並びに同項第四号に掲げる事務とする。

第三十一条の十の三を削る。

第三十一条の十一第二号に次のように加える。

ハ 福岡県希少野生動物植物種の保護に関する条例（令和二年福岡県条例第四十二号

）の施行に関する事

第三十二条の二の三第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、ヘをニとし、同条第三号に次のように加える。

ロ ベンチャー支援に関する事

第四十三条の三第四号イ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第四十三条の九第二号中へを削り、ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 漁業法の施行に関する事務のうち、水産資源の保存及び管理に関する事

第七章及び第八章 削除

第四十四条から第四十九条まで 削除

第六十二条の二を削る。

第六十三条第一号中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」を削る。

第六十五条第一項第一号の表中福岡県石油コンビナート等防災本部の項を削り、福岡県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

<p>福岡県石油コンビナート等防災本部</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第二十七条第三項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施推進並びに防災に関する調査研究、情報の収集及び伝達並びに災害が発生した場合における関係機関が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整並びに現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する指示並びに災害が発生した場合における国の行政機関及び他の都道府県との連絡並びにその他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。</p>	<p>総務部 防災危機管理局 消防防災指導課</p>
-------------------------	---	------------------------------------

第四章第一節中「第五款 削除」を削る。

第八十八条第五項中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保護課及び」を削り、「保護第二課のうち、知事が特に必要と認める課」を「保護第二課」に改める。

第八十九条第一項第三号イ中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同条第八項第三号ロ(1)の表下欄中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄第一号中「

第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設（同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上を提供する施設）に該当する営業、同条第三号の営業のうち卸行為を伴う営業並びに同条第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十六号から第二十一号まで及び第二十三号から第三十四号までを「第三十五条第七号、第八号及び第十号の営業、同条第十一号の営業のうち卸行為を伴う営業又はあん類を製造する営業、同条第十二号から第十六号まで及び第十九号の営業、同条第二十五号の営業のうち卸行為を伴う営業並びに第三十号及び第三十二号」に改め、同欄第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を第五号とし、同欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品衛生法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組が適用される営業

第八十九条第九項第七号ロ(2)中「第五項第九号ハ(2)」を「第五項第八号ハ(2)」に改める。

第九十九条の表中

福岡県福岡 児童相談所	里親・施設課 企画指導係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 判定課 保護課
福岡県福岡 児童相談所	里親・施設課 企画指導係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 判定課 保護課

福岡県久留米 児童相談所	里親・施設課 庶務係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 保護課
福岡県大牟田 児童相談所	相談第一課 相談第二課 保護課
福岡県宗像 児童相談所	里親・施設課 庶務係 里親・施設係 相談支援第一課 相談支援第二課 保護課

を

福岡県久留米 児童相談所	里親・施設課 庶務係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 保護課
福岡県大牟田 児童相談所	里親・施設課 相談第一課 相談第二課 保護課
福岡県宗像 児童相談所	里親・施設課 庶務係 里親・施設係 相談第一課 初動対応係 相談支援係 相談第二課 保護課

に

改める。

第百条中「及び児童福祉法務専門監」を削る。

第百一条第一項第二号イ(1)中「こと」の下に「であつて所長の指定する区域に係るものに関すること」を加え、同号イ(2)中「事務のうち、他課及び他係に属しないこと」を「事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること（他課及び他係に属するものを除く。）」に改め、同号イ(3)及び(4)中「こと」の下に「であつて所長の指定する区域に係るものに関すること」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 相談第二課

イ 初動対応係

(1) 前号イに規定する事務

ロ 相談支援係

(1) 前号ロに規定する事務

第百一条第二項第三号イ及びロを次のように改める。

イ 初動対応係

(1) 前項第二号イに規定する事務

ロ 相談支援係

(1) 前項第二号ロに規定する事務

(2) 前項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

第百一条第三項中「及び各係」を削り、同項各号を次のように改める。

一 里親・施設課

イ 第一項第一号イに規定する事務

ロ 第一項第一号ロに規定する事務

二 相談第一課

イ 第一項第二号イに規定する事務

ロ 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

三 相談第二課

イ 第一項第二号イに規定する事務

ロ 第一項第二号ロに規定する事務

ハ 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

四 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

第百一条第四項第二号中イ及びロを次のように改める。

イ 初動対応係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 相談支援係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

(2) 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

ること。

第百一条第四項第二号中ハを削り、同項第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし

、同条第五項第一号イ(3)及びロ(2)中「であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。」を削る。

第百十一条の表福岡県立田川高等技術専門校の項及び第百十三条第五項第三号イ中「

左官科」を「エクステリア左官科」に改める。

第百十四条の表福岡障害者職業能力開発校の項中「建築施工系建築設計科」を削り、

「総合実務科」を「総合実務科 職域開発科」に改める。

第百十六条第二号イ中「建築施工系建築設計科、デザイン系商業デザイン科及び総合

実務科」を「デザイン系商業デザイン科、総合実務科及び職域開発科」に改める。

第四章第四節中「第七款 削除」及び「第八款 削除」を削る。

第百五十六条から第百六十一条までを次のように改める。

第百五十六条から第百六十一条まで 削除

第百六十四条第一項第一号ハ(2)イ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する

法律」に改め、同条第四項第一号ホ(2)中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(イ)の前に次のように

加える。

(ア) 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、農業用施設に関すること。

第百六十四条第五項第一号へ(2)アを次のように改める。

(3) 前項第一号ホ(2)アに規定する事務

第百六十四条第六項第五号イに次のように加える。

(2) 第四項第一号ホ(2)アに規定する事務

第百八十二条第一号イ中「筑後川下流土地改良事業」の下に「及び筑後川下流地域に

おける湛水減災対策事業」を加える。

第百八十八条第三号イ(1)中「豊前甲海区」を「豊前海区」に改める。

第四章中第六節及び第七節を次のように改める。

第六節及び第七節 削除

第二百七条から第二百三十条まで 削除

第二百三十一条第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中「用地第一係」、「用地

第二係」及び「災害道路課」を削り、同表福岡県那珂県土整備事務所の項中「災害事業

室」を削る。

第二百三十二条第四項中「福岡県田川県土整備事務所の国道バイパス建設室及び福岡県那珂県土整備事務所の災害事業室」を「及び福岡県田川県土整備事務所の国道バイパス建設室」に改める。

第二百三十三条第二項第八号ハ中「福岡県朝倉県土整備事務所又は」を削り、同条第三項第九号に次のように加える。

ハ 第一項第七号ロ、ニ、ホ、リ及びビヲに規定する事務であつて、福岡県朝倉県土整備事務所において受領し、進達してきた申請又は届出に係るもの

第二百三十三条第六項第五号イに次のように加える。

(2) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の道路に関すること。

第二百三十三条第六項第五号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとする。

第二百三十三条第八項第六号ロ中「第一項第七号ロ、ハ、ニ、ホ、リ、ル及びビヲ」を「第一項第七号ハ及びビル」に改め、同条第十項第七号に次のように加える。

ハ 第一項第七号ロ、ニ、ホ、リ及びビヲに規定する事務であつて、福岡県京築県土整備事務所において受領し、進達してきた申請又は届出に係るもの

第二百三十三条第十一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第四章第八節中第二款から第七款までを次のように改める。

第二款から第七款まで 削除

第二百三十四条から第二百五十一条まで 削除

同章中第十節を次のように改める。

第十節 削除

第二百五十五条から第二百六十条まで 削除

第二百六十条の二の第二項中「京築児童相談所及び京築児童相談所を除く」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の三第二号、第八十九条第一項第三号イ及び同条第八項第三号ロ(1)の改正規定は、令和三年六月一日から

施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県規則第三十一号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中第十一号の二を削り、第十一号の二の二を第十一号の二とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県規則第三十二号

福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧

に関する規則の一部を改正する規則

福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成十一年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「福岡県総務部人事課」を「福岡県総務部行政経営企画課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県規則第三十三号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「場合を含む。」の下に「。ただし、財務規則第八十七条第一項の規定により総務事務厚生課が行う支出負担行為に係る事務を除く」を加える。

第二十条第三項第四号ロ中「福岡県が管轄する区域外に居住する者について」を削り、「その者の居住地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、当該市長）」を「福岡県が管轄する区域外の居住者については当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合はその居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）、福岡県が管轄する区域内の保健所設置市等の長が管轄する区域内の居住者については当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長」に改め、同号へ中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同号中'ロ'を'ハ'とし、'ト'から'イ'までを'チ'から'ロ'までとし、同号への次に次のように加える。

ト 法第十五条第八項の規定に基づき、特定患者等が同条第一項の規定による職員との発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるとき、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。
第二十号第四項第一号中'ワ'を'カ'とし、'イ'から'ヲ'までを'ロ'から'ワ'までとし、'ロ'の前に次のように加える。

イ 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出を受領すること。

第二十号第六項第四号ト中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同号'ワ'を削る。

第二十号第十五項第一号へ中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同号ト及びチ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号ナ中「第十八条の十五」を「第十八条の十七」に改め、同号中ケを'フ'とし、'ク'から'マ'までを'ヤ'から'ケ'までとし、同号オ中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号オを同号クとし、同号ノ中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号ノを同号オとし、同号キ中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号キを同号ノとし、同号ウ中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号ウを同号キとし、同号ム中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号ムを同号ウとし、同号ラ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号ラを同号ムとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 法第十八条の十八第一項の規定に基づき、届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。）に係る特定粉じん排出等作業について 法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。

第五十六条第二号イ中「家畜人工授精簿」の下に「、譲渡等記録簿」を、「必要な」の下に「最小限度の」を加える。

第六十六条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六十六条の三中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七十条第三項第一号二中「おそれのあるもの」の下に「及び自動運行補助施設」を加え、同号ニ(2)イ中「電線等」の下に「（電力、通信等の用に供するケーブルを収容する管路で、外径〇・四メートル未満のものを含む。）」を加え、同号ニ(9)中「(1)から(8)まで」を「(1)から(10)まで」に改め、同号ニ中(9)を(11)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 利便増進誘導区域内に設ける歩行者利便増進施設等

(10) 歩行者利便増進計画の認定を受けた認定計画提出者が、当該認定歩行者利便増進計画に基づき設置するもの

第七十条第三項第一号ヨ中「又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分等の改築を行うおとするとき」を「歩行者利便増進道路の指定をし、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分等の改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするとき」に改める。

別表第五項中「財務規則第二十四条第五項に規定する場合を除く。」を削り、同表第七項中「第二百三十四条第十号」を「第二百三十八条の二第一項本文」に改め、同表第十四項中「職員」を「財務規則第二百三十八条の二第一項本文に規定する物品の購入及び職員」に改める。

第二条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十条第四項第一号ロ及びハ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は第三項」に改め、同号中ホを次のように改める。

ホ 法第五十五条の規定に基づき、飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業及び魚介類販売業の営業（以下この号中「飲食店等営業」という。）の許可をし、又は許可を与えないこと。

第二十条第四項第一号ヘ中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号カを削り、同号ワ中「施行細則第十一条」を「施行規則第七十一条の二」に、「廃止届」を「廃業届」に改め、同号ヲを同号カとし、同号中ヲを削り、ルをワとし、又を削り、同号リ中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は第三項」に改め、同号リを同号ヲとし、同号チ中「第五十五条第一項」を「第六十条第一項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は第三項」に改め、同号チを同号ルとし、同号ト中「第五十四条」を「第五十九条」に、「第五十二条」を「第五十五条」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第一項又は第三項」に改め、同号トを同号又とし、同号への次に次のように加える。

ト 法第五十七条の規定に基づき、営業の届出を受領すること（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）。

チ 法第五十八条第一項の規定に基づき、回収の届出を受領すること。

リ 法第五十八条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告すること。

第二十条第四項第十四号中へをチとし、ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第十条の二第一項の規定に基づき、回収の届出を受領すること。

ヘ 法第十条の二第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する届出を公表すること。

第二十条第四項第十六号を削り、同項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第二十三条の二第一号イ及びロ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同号ハ中「第五十四条」を「第五十九条」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

第三条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十条第六項第四号ト中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同号チ中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二条の五」に改め、同号リ中「第二条」を「第二条の十三」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年六月一日から、第三条の規定は令和三年八月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県規則第三十四号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表三二の六の項下欄イ中「福祉資金貸付申請書」の下に「及び口座証明書」を加え

「繰上償還申出書」を「繰上償還申出書」に改め、同欄ハ中「第十五条第二項の繰上償還通知書」を「第十五条第三項の（繰上）償還通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第七号

本 庁
出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号イ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 庁
出 先 機 関
福岡県警察本部
福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局
福岡県人事委員会事務局
福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表五の注の2中「給料」を「給与支給」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第九号

農林水産部
農林事務所

福岡県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

福岡県農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福岡県農業協同組合検査規程（昭和三十九年六月福岡県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条本文を次のように改める。

検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の検査又はこれらを組み合わせる方法に

より行うものとする。

第八条第一項中「検査に」を「現物検査に」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十号

農林水産部
農林事務所

福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県森林組合検査規程の一部を改正する訓令

福岡県森林組合検査規程（平成二十年二月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条本文を次のように改める。

検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。

第八条第一項中「検査に」を「現物検査に」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十一号

農林水産部

福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県水産業協同組合検査規程（昭和五十五年八月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「指定した吏員」を「指定した職員」に、「検査吏員」を「検査員」に改める。

第三条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 検査は、実地検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第十条において同じ。）検査又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。

第五条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第六条の見出しを「（検査命令書及び検査員証の提示並びに検査通知書の交付）」に改め、同条中「検査吏員は」を「検査員は」に、「検査吏員証（様式第一号）及び検査命令書（様式第二号）を提示」を「検査命令書及び検査員証を提示するとともに、検査通知書を交付」に改める。

第七条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第八条第一項中「検査吏員」を「検査員」に、「検査にあつては」を「現物検査にあつては」に、「行うほか、監事の立会を得るように努めなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「検査吏員」を「検査員」に、「福岡県信用漁業協同組合連合会、福岡県漁業信用基金協会」を「九州信用漁業協同組合連合会、全国漁業信用基金協会」に、「福岡県漁船保険組合及び福岡県有明海漁業協同組合連合会」を「日本漁船保険組合及び福岡有明海漁業協同組合連合会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 検査にあつては、できる限り監事の立会を得るように努めるものとする。

第九条中「検査吏員」を「検査員」に改め、「（以下「検査員」という。）」を削り、「行つて」を「行って」に改める。

第十条の見出し中「取引先」を「関係者」に改め、同条中「検査吏員」を「検査員」

に、「関係資料」を「書面」に改める。

第十一条第一項中「検査吏員」を「検査員」に、「一に」を「いずれかに」に、同項第一号中「立会わせる」を「立ち会わせる」に、同項第四号中「事故のため」を「事由により」に改める。

第十二条中「検査員」を「検査員及び第二条ただし書に規定する者」に、「あたつては」を「当たつては」に改める。

第十三条第一項中「検査吏員」を「検査員」に改め、「知事が特に指示する場合のほか、役員の参集を求めて」を削り、「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に、「講評」を「役員に対して講評」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更できる。

第十三条第一項中「検査吏員」を「検査員」に改め、同条第に次の一項を加える。

3 知事は、前項の検査報告書の提出があつたときは、当該検査報告書に基づき検査員に合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘事項を記載した検査書を作成させ、当該組合に交付するものとする。

第十四条中「検査吏員」を「検査員」に改める。

第十五条中「検査吏員」を「検査員」に、「記載しなければならない」を「記載するものとする」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(秘密の保持)

第十六条 検査員及び第二条ただし書に規定する者は、検査によって知ることができた秘密を漏らしてはならない。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十二号

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令

福岡県監視服務規程（昭和三十七年五月福岡県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（巡視区域等）」に改め、同条第一項中「班編成を行い、各班員の配置及び」を削り、同条第二項中「一時間ごとに」を削る。

第四条第一項中「監視長及び」を削る。

第五条中第二項を削る。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

別記様式を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

企業局

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県企業管理者 家守 良明

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県工業用水道管理規程の一部を改正する規程

福岡県工業用水道管理規程（昭和四十二年福岡県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条様式第一号及び様式第二号中「㊸」を削る。

第七条様式第五号中「㊸」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

令和三年三月三十日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局訓令第1号

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和五十三年福岡県企業局訓令第

一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「七千万」を「一億」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。